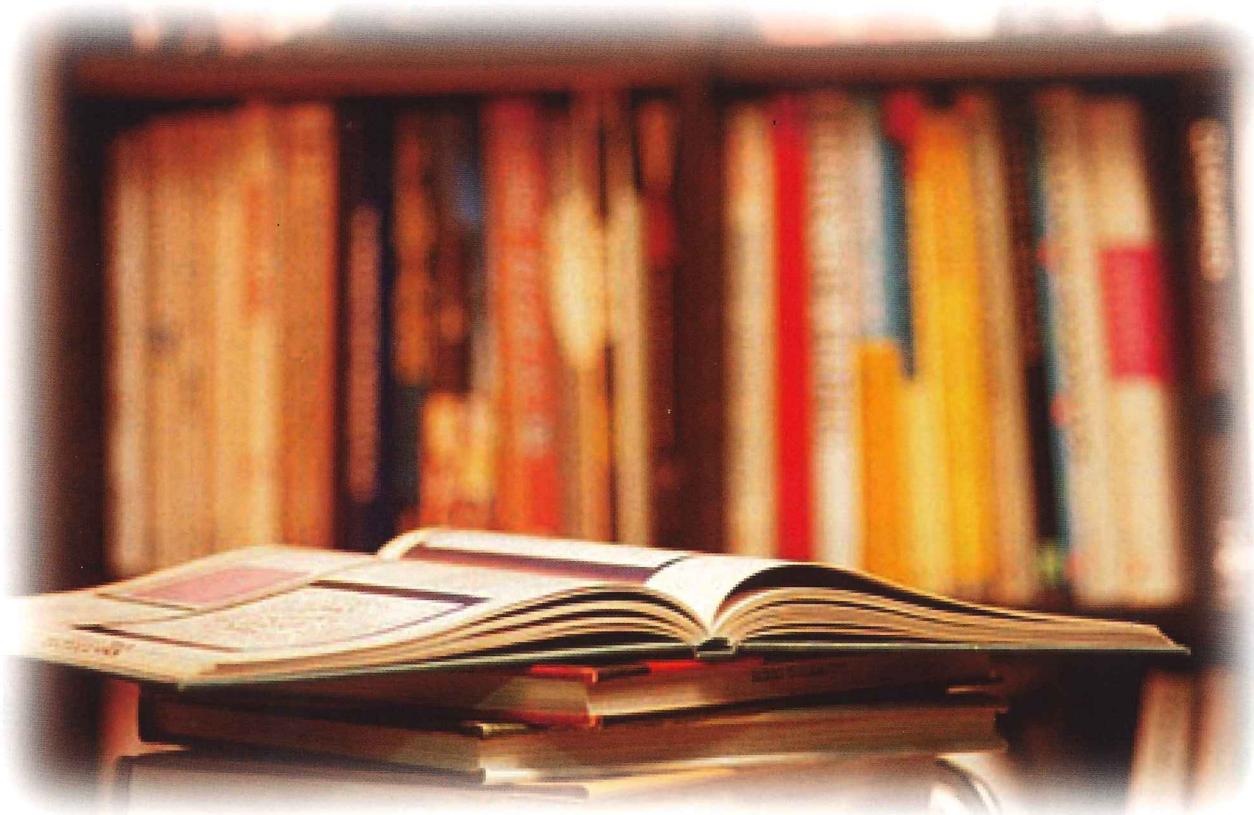


南丹市人権教育・啓発推進計画 (第2次)

概要版

～人権感覚の豊かな社会を構築するために～



2018(平成30)年3月

南丹市

計画策定の趣旨

- 南丹市では、「南丹市人権教育・啓発推進計画」(2008(平成20)年3月策定)に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきました。
- 2014(平成26)年に実施した南丹市の人権に関する市民意識調査結果からは、人権教育・啓発の取り組みが市民に浸透してきたことがうかがえますが、同和地区出身者や外国人などに対する偏見や差別、配偶者などからの暴力、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待などが依然として存在しているほか、社会情勢や人々の意識の変化なども反映して新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。
- こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、「南丹市人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定しました。

計画期間

- 計画期間:2018年4月から2028年3月まで(10年間)

計画の目標

第2次南丹市総合振興計画に掲げた「誰もがかけがえのない個人として尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々まで浸透した『人権感覚の豊かな社会の構築』を目標とします。

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権問題の現状等と取組の方向

同和問題(部落差別)

- 依然として同和地区への忌避意識などが存在しており、土地調査問題、インターネット上での悪質な書き込みなど同和問題(部落差別)の早期解決に向けて引き続き取り組むことが必要
- 同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会などにおける人権教育・啓発の充実、住民相互の交流を通じた人権が真に尊重される地域づくりを推進
- 部落差別解消法に基づき「部落差別は許されないものである」との認識のもとに差別のない社会を実現していくための取り組みを推進

女性

- 南丹市男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、社会のさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進
- 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍の更なる加速化に取り組み、地域で女性が活躍できる環境を整備
- DV、ストーカー、性暴力など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み、適切な被害者支援を実施

子ども

- 虐待の未然防止、被害児の保護、心理的ケアなど、子どもが安心・安全に暮らすための取り組みを推進
- いじめ、暴力行為、児童ポルノなどについて、個々の事象に適切に対応できるよう、支援・相談・指導体制の強化、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携した取り組みの充実
- 不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた支援の実施
- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくける社会の実現に向けた取り組みを推進

高齢者

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を一層推進
- 虐待を受けた高齢者の保護、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護し、また、家族介護者への支援や介護負担の軽減などの取り組みを推進
- 高齢者を一律に弱者とするのではなく、意欲や経験・能力のある高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の支え手」として活躍できるよう、雇用・就業機会の確保など、社会参加を支援

障がいのある人

- 障がいのある人が社会・経済・文化など各分野で平等に参加、活動できる社会を実現するため、社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの振興などを推進
- 虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担の軽減などの取り組みを推進
- 障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止の取り組みを推進

外国人

- 日本で生活する外国籍の人々に対し、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などが存在
- 新たに渡日した外国籍市民や、外国につながりのある子ども・保護者が増え、日本語教育など、共に暮らしていくための教育・生活支援が必要
- 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、民族・国籍などによる差別を許さない地域づくり、外国籍市民などへの正しい理解と認識の浸透を図るために啓発を推進

ハンセン病・感染症・難病患者等

- ハンセン病問題基本法に基づき、偏見や差別を一刻も早く解消するための啓発を推進
- HIV感染者に対する偏見や差別の解消、不当な扱いを受けないための啓発を推進
- 難病に対する誤解や偏見から生じる人権侵害を防止するための正しい知識の普及・啓発を推進

犯罪被害者等

- 犯罪被害者とその家族又は遺族には、直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続などの精神的・時間的負担、プライバシー侵害や精神的苦痛、経済的負担など二次的な被害の問題が存在
- 犯罪等発生直後の直接支援、精神的被害の軽減や早期回復支援などの初期的支援の充実
- 京都府犯罪被害者サポートチームによる総合的な支援の実施と、犯罪被害者とその家族又は遺族に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化、民間支援団体への支援や連携の推進

さまざまな人権問題

ホームレス
性同一性障害、性的指向
刑を終えて出所した人
アイヌの人々、婚外子、識字問題
北朝鮮当局による拉致問題等

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

インターネット社会における人権の尊重
個人情報の保護
安心して働ける職場環境の推進
自殺対策の推進

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園



- 保育所・幼稚園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場
- 家庭や地域と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- すべての職員が豊かな人権意識を持ち実践できるよう、認識の深化、指導力の向上を図る

学校



- 教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」などと協働し、子どもの人権を巡る実態に適切に対応しながら、一人ひとりを大切にした教育を推進
- 小学校・中学校を見通した体系的な人権学習を充実し、時代の変化に的確に対応
- 児童生徒が主体的に活動する機会や、自己有用感を高めるための多様な体験活動の充実
- 児童生徒が安心して楽しく学べるよう、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、体罰根絶に向けた取り組みを推進

地域社会



- 地域社会は、人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、自立を促す大切な場
- 公民館などを拠点とした多様な学習機会の提供を支援
- 社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実
- 生涯を通じた学習のための視聴覚資料や参加型学習を取り入れた学習資料の充実
- ボランティア活動など学校教育と連携した多様な体験活動の機会の充実

家庭



- 家庭は、人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な場
- 関係機関職員への研修などによる資質向上や、保護者自身が学ぶための学習機会の充実・情報の提供、交流・相談できるネットワークづくりにより家庭教育を支援
- 京都府家庭支援総合センターなどとの連携強化による家庭内における人権侵害の発生を未然に防ぐための相談活動機能の充実

企業・職場



- 企業・職場は、その活動などを通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報の適正管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、役職員などを対象とした人権教育・啓発を充実
- 企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚の取り組みを支援

計画の推進体制等

- 「南丹市人権教育・啓発推進本部」により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進
- 国、京都府、府内市町村、民間団体などとの連携・協働により人権教育・啓発を展開
- 毎年度、実施方針を策定。施策の実施状況をとりまとめ、以後の施策に適正に反映できるよう、施策の点検、計画のフォローアップを実施

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点に推進

- ①公務員(市職員等) ②教職員・社会教育関係職員 ③保健福祉関係者 ④メディア関係者等

人権教育・啓発の推進方策

指導者の養成

- 指導者の養成にあたって、研修を創意工夫し、継続的な情報提供などによりその活動を支援

人権教育・啓発資料等の整備

- 専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の発達段階や習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料などを開発

効果的な手法による 人権教育・啓発の実施

- 幼児から高齢者まで、生涯学習の視点に立ち、対象者に合わせた教育・啓発の実施
- 発達段階や地域の実情などに応じ、学校教育と社会教育が連携しながら人権教育を推進

調査・研究成果の活用

- (公財)世界人権問題研究センターなどによる最新の調査・研究成果を活用し、質の高い最新の知識の普及

相談機関相互の連携・充実

- 市民が身近に相談でき、迅速・的確な対応から救済につながるよう、さまざまな相談機関などによるネットワークを強化し、連携強化や情報交換、相談機能の向上などを目的とした研修などを充実

南丹市 市民福祉部 人権政策課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

電話0771-68-0015 / mail:jinken@city.nantan.lg.jp